

繰延資産と引当金

— 擬制資産と擬制負債 —

山 崎 佳 夫

まえがき

改正商法（昭和37年）が繰延資産概念を拡張し、引当金概念を新たに導入したことは、大きな特徴の1つである。これらによって、費用配分の原則・費用収益対応の原則を適用する途が開かれたといえよう。しかし、このことから企業会計の標榜する損益計算原理が商法の伝統的な財産計算原理にとって代ったとみるのは早計である。商法が資本維持の原則を堅持し、負債を対人債務（外部負債）に限定するかぎり、繰延費用の資産性・見越費用の会計負債性が完全に認められるに至ったと解釈することは困難である。

財産計算を重ずる見地にしたがえば、貸借対照表の資産の部には法律上の権利または換価性のある財産を、負債の部には法律上の債務を記載し、それ以外のものはいかなるものも記載できないのである。かかる立場からすれば、商法における繰延資産の規定は、財産能力のないものを資産の部に計上することを認める特別規定であり、引当金の規定は負債能力のないものを負債の部に計上することを認める特別規定となるのである。

しかし、損益計算を中心とする見地からすれば、資産の部にはさらに繰延費用（繰延資産）を記載し（もっとも財産のすべてが資産というわけではない）、負債の部にはさらに見越費用（引当金）を記載しなければならないであろう。会計理論の基礎をなす損益計算原理は、「費用収益対応の原則により企業の収益力を正確につかむことを主目的とするから、それには一方においては繰延資

産を資産の部に計上することを認め、他方において引当金を負債の部に計上することによって、可及的に正確に費用と収益とを対応させて企業の収益力を明らかにすることができるのである。^(注)」

しかしながら、繰延資産および引当金に関する商法の規定は任意規定であるから、費用収益対応計算を行う途が開かれたというにすぎないのであって、たとい費用収益対応計算を行わなくても決して違法になることはない。また商法は、繰延資産と長期前払費用、引当金と条件付債務のそれぞれを峻別して、それらの間における同質性を認めようとしな。さらにまた繰延資産の設定が制限列挙的であり、かつ配当の制限をうけるのに対し、引当金の設定が非限定的であり、かつ株主総会の承認を条件としているのは、債権者保護と株主保護の政策的見地からとはいえ、かなり各々の性格を変容せしめているのである。

このようにして商法が、繰延資産・引当金をそれぞれ擬制資産・擬制負債とする考えを指向するかぎり、財産計算原理から損益計算原理への脱皮に未だしの感を禁じえないのである。実に繰延資産と引当金は、商法の計算思考を窺う恰好の材料といえよう。

注 田中誠二「最新会社法論」576—7頁

1 繰延資産の財産性

わが国商法（明治32年）は、元来財産計算を重視する立場から、繰延資産の貸借対照表能力を認めていなかったが、昭和13年の改正で創業費（286条）社債発行差金（287条）建設利息（291条）の繰延を認め、昭和25年の改正で新株発行費（286条ノ4）の繰延を認めるにいたった。しかし、これらはいずれも資産の部に計上することができるというのであって、むしろ計上しない方が望ましいのである。またこれらは財産としての価値を有しないから、財産目録に記載されない（33条、34条）。

「貸借対照表の費産の部には、厳密に換価処分性を有する資産のみを計上すべきであって、本来費用かつ損失であって、換価性のない繰延勘定を資産とし

て計上すべきではないのであるが、ただ繰延勘定を一時に損失に計上するときは、一時に多額の損失が生じ、これを填補し終るまでは、利益配当を許さないと株価が下落してその信用を害し、また出資者を求めることが困難になるから特に例外的に資産の部に計上することを許した⁽¹⁾のである。

財産計算の立場から、繰延資産は本来損失であり、何ら換金価値をもたない擬制資産 (fictitious or quasi-asset) と考えられている。その容認は、企業および出資者のために、債権者保護の要請を緩和して法が実際の会計慣行を尊重して認めた妥協の所産にほかならない。そこで繰延資産の計上は厳格に限定的でなければならないことになる。けだし、真実の資産でないものを資産の部に掲げて繰延資産となすことは、それについての明確な基準がないかぎり債権者保護の見地から認めがたいからである。⁽²⁾

しかし損益計算を重視する立場から、繰延資産の資産性を肯定する少数説も擡頭していた。

「損益法の見地からは、貸借対照表上の資産は、将来の収益に賦課するために繰延べられた費用にすぎないのであって、貸借対照表上の資産の評価は、財産法の下におけるように、貸借対照表それ自体の問題ではなく、損益計算書の作成の前提としての、期間損益測定の問題のなかにおける原価（費用）配分の問題の中に包含されてしまうのであって、期間損益は、損益計算書上のもののもとより、貸借対照表上のものも、費用の期間配分という損益計算書作成の過程および結果として把握される」と主張された。⁽³⁾

また「損益計算の根本原則をなす費用収益対応の原則によって、当期の収益に賦課すべきでない費用を、次期以降に賦課するために貸借対照表に資産として計上するのは、貸借対照表が当期損益計算と関係のない収入支出の残高表であることから当然である」とされた。⁽⁴⁾

この見地から、「財務諸表規則」等「会計学上の定まった法則は商的条理として法源たるものと解」され、前払費用・開発費・試験研究費をも繰延勘定として認める例示説が唱えられた。この場合、開業費と社債発行費用は、それぞ

れ創業費と社債発行差金に包含されていた。ちなみに前払費用は、限定列举説によっても、一定の給付を請求する債権として資産の部に計上することが認められていた。⁽⁵⁾

しかし、開業費・試験研究費・開発費を繰延資産として貸借対照表に計上することは、解釈上違法であるのみならず、不確実な資産の多額計上をおそれて立法論からも反対された。もっとも、これらを明確な法的基準のもとに認めることが望ましいという意見もあったが……。⁽⁶⁾ いずれにしても、旧商法における擬制資産説の基調は、新商法の改正（昭和37年）に当たっても受け継がれたのである。

新商法は繰延資産について、つぎの規定を加えた。

「開業準備ノ為ニ支出シタル金額ハ之ヲ貸借対照表ノ資産ノ部ニ計上スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ開業ノ後5年内ニ毎決算期ニ於テ均等額以トノ償却ヲ為スコトヲ要ス」（286条ノ2）

「左ノ目的ノ為ニ特別ニ支出シタル金額ハ之ヲ貸借対照表ノ資産ノ部ニ計上スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ支出ノ後5年内ニ毎決算期ニ於テ均等額以上ノ償却ヲ為スコトヲ要ス

- (1) 新製品又ハ新技術ノ研究
 - (2) 新技術又ハ新経営組織ノ採用
 - (3) 資源ノ開発
 - (4) 市場ノ開拓
- 」（286条ノ3）

「社債ヲ発行シタルトキハ其ノ発行ノ為ニ必要ナル費用ノ額ハ之ヲ貸借対照表ノ資産ノ部ニ計上スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ社債発行ノ後3年内ニ、若シ3年内ニ社債償還ノ期限ガ到来スルトキハ其ノ期限内ニ毎決算期ニ於テ均等額以上ノ償却ヲ為スコトヲ要ス」（286条ノ5）

「株式会社ノ計算ノ内容ニ関スル商法改正要綱・法務省民事局試案」は、開業費・開発費・試験研究費および社債発行費用を繰延資産として認めたことについて、つぎのように解説している。それは、一応、企業および株主の利益に

なるものと考えられる。しかし、開発費等を繰延資産とすることは、不確実な資産を認めることになり、かつ、その金額が巨額になることもあるから、資本維持の原則の実質的に大巾な修正となる。また開業費等の内容は、必ずしも明確であるとはいえないので、会社の恣意に流れる危険がある。これは、債権者の利益を害することになる。開発費等を無条件に繰延資産とすることは困難である⁽⁷⁾。そこで商法は、繰延資産の種類を限定するばかりでなく、それと関連させて配当に制限を課する規定を設けた。

「利益ノ配当ハ貸借対照表上ノ純資産額ヨリ左ノ金額ヲ控除シタル額ヲ限度トシテ之ヲ為スコトヲ得

- (1) 資本ノ額
- (2) 資本準備金及利益準備金ノ合計額
- (3) 其ノ決算期ニ積立ツルコトヲ要スル利益準備金ノ額
- (4) 第286条ノ2及第286条ノ3ノ規定ニ依リ貸借対照表ノ資産ノ部ニ計上シタル金額ノ合計額ガ前2号ノ準備金ノ合計額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額」
(290条1項)

商法は、一方において、開業費・試験研究費・開発費を資産の部に計上することを認めて、損益計算の立場で会計処理をなし得る途を開くとともに、他方において、これらの資産の合計額が資本準備金および利益準備金の合計額をこえる場合においては、その超過額は、配当可能利益の額に算入しないことにし債権者の利益を保護した。すなわち貸借対照表上少くとも資本の額に相当するこれらの繰延資産を除く純財産がなければ、配当をしてはならないことにした。繰延資産は、それ自体では配当に適する資産ではないからである。以上により、商法は繰延資産の資産性を実質的に否定することによって、債権者・企業および株主の各々の利益の調和を図ったのである。これについて立法は妥協の産物であり、妥協のない立法より妥協による立法が良い場合が多いとされた⁽⁸⁾。しかし、資本維持の原則と損益計算原理の妥協が図られたというより、前者の後者に対する優位を見逃すことはできない。

旧商法（昭和25年）がすでに認めていた繰延資産および社債発行費用は、配当の制限項目から除かれた。これらは、配当を容易にする目的で認められたものが大部分であり、その金額も多額ではないからであるといわれる。

注(1) 田中誠二「前掲書」530頁参照

(2) 石井照久「商法」I 405頁，大隅健一郎「会社法論」200頁，矢沢惇「企業会計法講義」34頁

(3) 並木俊守「商法の計算規定の改正」民商38巻1号

(4) 田中誠二外「会社会計法規詳解」75頁

(5) 税法においても前払費用は繰延資産の範囲から除かれている。しかし、前払費用はつぎのように定義される（法人税法施行令14条）。「前払費用とは、法人が一定の契約に基づき継続的に役務の提供を受けるため支出する費用のうち、その支出する日の属する事業年度終了の日において、まだ提供を受けていない役務に対応するものをいう。」

「企業会計原則」では前払費用は、貸借対照表日から起算して1年以内に費用となるものは、流動資産に属するものとし、1年をこえる期間を経て費用となるものは、繰延勘定に属するものとされる（注解13）。また前払費用の本質についてはつぎのように説明される。「前払費用は、一定の契約に従い、継続的に役務の提供を受ける場合、未だ提供されていない役務に対し支払われた対価をいう。従ってこのような役務に対する対価は、時間の経過とともに次期以降の費用となるものであるから、これを当期の損益計算から除去するとともに経過的に貸借対照表の資産の部に計上しなければならない。又前払費用は、かかる役務提供契約以外の契約等による前払金とは区別しなければならない。」（注解14）

収益に対応する費用配分の見地から、前払費用と繰延資産には、繰延勘定として共通性・同質性が認められる。後者はすでに提供された役務の対価であり、前者は支出の対象となった期間が一応ははっきりしている点を除いて……。商法は性格の異なるものとして両者を基本的に区別する（「株式会社の貸借対照表及び損益計算書に関する規則」19条）。

(6) 石井照久「前掲書」405頁，大隅健一郎「前掲書」200頁，矢沢惇「前掲書」35頁

(7) 大住達雄「株式会社社会計の法的考察」189頁同旨，田中誠二教授によれば、繰延資産を認める個々の規定の解釈については、徒らに狭く解すべきでなく、合理的理由のある限り、拡張して解釈すべきであると（「前掲書」533頁）。

(8) 上田明信「改正会社法と計算規則」94頁

2 繰延資産の費用性

繰延資産は、ある特定の支出額の全部を、支出の行われた期間のみが負担する費用となすことなく、数期間にわたる費用として取り扱う場合に生ずる。次期以降の費用とされた金額が、繰延資産として、貸借対照表の資産の部に掲記されることとなるのである。それは換金能力の観点から考えられる財産性を有するからではなく、費用配分の原則にもとづく資産性の認識によるものといわなければならない。「将来の期間に影響する特定の費用は、次期以後の期間に配分して処理するため、経過的に貸借対照表の資産の部に記載することができる。」⁽¹⁾（「企業会計原則」貸借対照表原則，1，D.）税法も、法人が支出する費用のうち支出の効果がその支出の日以後1年以上に及ぶものを繰延資産とする例示説（支出効果説）をとっている（法人税法2条25号）。

「連続意見書」5によれば、ある支出額が繰延経理される根拠は、つぎの2つに分類される。

- (1) ある支出が行なわれ、また、それによって役務の提供を受けたにもかかわらず、支出もしくは役務の有する効果が、当期のみならず、次期以降にわたるものと予想される場合、効果の発現という事実を重視して、効果の及ぶ期間にわたる費用として、これを配分する。
- (2) ある支出が行なわれ、また、それによって役務の提供を受けたにもかかわらず、その全額が当期の収益に全く貢献せず、むしろ、次期以降の損益に関係するものと予想される場合、収益との対応関係を重視して、数期間の費用として、これを配分する。

これら二つの根拠は、しばしば、1つの具体的事象のなかに混在することもありうるが、用役性（「効果の発現という事実」）と費用性（「収益との対応関係」）を重視して、繰延資産を分類すれば、つぎのごとくなるであろう。⁽²⁾

- (1) 企業の拡張価値を示すものとして、
試験研究費（新たな製品の製造または新たな技術の発明に係る試験研究の

ために特別に支出する費用)

開発費(新たな技術もしくは新たな経営組織の採用・資源の開発・市場の開拓または新たな事業の開始のために特別に支出する費用)

- (2) 企業の組織価値を創造するものとして、

創業費(発起人に支払う報酬・設立登記のために支出する登録税その他法人の設立のために支出する費用で、当該法人の負担に帰すべきもの⁽³⁾)

開業費(法人の設立後営業を開始するまでの間に開業準備のために特別に支出する費用)

- (3) 経営財務のため必要な経費(資本調達費用)として、

新株発行費(株券等の印刷費・資本または出資の増加の登記についての登録税その他資本または出資の増加に伴う株式(出資を含む)の発行のために支出する費用)

社債発行費(社債券等の印刷費・転換社債の登記についての登録税その他債券の発行のために支出する費用)

- (4) 利益または利息の前払に似た性格をもつものとして、

建設利息(商法 291 条 1 項の規定により株主に配当する利息)

社債発行差金(商法 287 条に規定する差額その他これに準ずるもの)

- (5) その他、つぎに掲げる費用で支出の効果がその支出の日以後 1 年以上に及ぶもの、⁽⁵⁾

(イ) 自己が便益を受ける公共的施設または共同的施設の設置または改良のために支出する費用

(ロ) 資産を賃借しまたは使用するために支出する権利金・立ちのき料その他の費用

(ハ) 役務の提供を受けるために支出する権利金その他の費用

(ニ) 製品等の広告宣伝の用に供する資産を贈与したことにより生ずる費用

(ホ) (イ)から(ニ)までに掲げる費用のほか、自己が便益を受けるために支出する費用

なお商法は、いわゆる臨時巨額の損失の繰延経理を認めていない。これは資本維持の原則と相容れないからである。しかし、企業会計原則注解〔12〕は「天災等により固定資産又は企業の営業活動に必須の手段たる資産の上に生じた損失が、その期の純利益又は当期末処分利益剰余金から当期の処分予定額を控除した金額をもって負担しえない程度に巨額であって特に法令をもって認められた場合には、これを経過的に貸借対照表の資産の部に記載して繰延経理することができる」と記している。⁽⁶⁾

たとえば、「輸出証券売掛金経理臨時措置法」（昭和38年法律109号）によれば、輸出証券売掛金の取立不能の見込額を貸借対照表の資産の部に計上することが認められている（1条）。この場合には、その金額について配当の制限が加えられている（2条）。また「ガス事業会計規則」（通商産業省令15号、164号）「地方鉄道業会計規則」（運輸省令2号、9号）等においても、一定の条件のもとに臨時巨額の損失を繰延資産（厳密には繰延損失）として計上することが認められている。しかし省令をもって商法の規定を変更することは許されないから（商法違反）、省令のこれに関する規則は無効であるとされる。⁽⁷⁾

注(1) ここに「将来の期間に影響する特定の費用」とは既に代価の支払が完了または支払義務が確定し、これに対応する役務の提供を受けたにもかかわらず、その効果が将来に発現するものと期待される費用をいう（注解12）。

「記載することができる」として、収益力の決定を会社にゆだねているのは、損益法の立場と矛盾していると非難される（前掲「試案」）。かかる表現は、繰延資産の資産性が、消極的な意味で認められるからである（浅地芳年「財務諸表規則逐条詳解」107頁）というより、保守主義的な配慮によるものではなからうか。繰延資産を資産の部に計上しないことを原則とするものではない。

ペイトンは「ある支出について、将来の便益 (benefit) または貢献 (contribution) が合理的に予想される場合、当該原価の全部もしくは相当な部分が、収益チャージから除かれ、資産価値として帳簿上繰越されるべきである」と述べている。(Advanced Accounting, p. 460)

(2) 各項目の説明は、法人税法施行令14条によった。略同様のものとして「連続意見書」5、財務諸表規則取扱要領(82—88)参照。税法は、繰延資産の償却については同上施行令64条、少額の繰延資産については施行令134条に規定している。

- (3) ペイトンによれば、「創業費 (organization costs) は、企業が、稼得力や有形資産に反映されるように、継続企業として実質的に不損の地位 (unimpaired status) を維持するかぎりにおいて、永久資産 (permanent asset) として保有されるべきである」と (Advanced Accounting, p. 414)。それにしても創始的効果の判定は困難である。他方、創業費の資本剰余金チャージを主張する見解もある (西山忠範「株式会社の資本と利益」176頁)。
- (4) 建設利息の性格については、さらに説が分れる。資本払戻し説 (資本欠損説)、資本評価勘定説、資本的支出説等がある。また社債発行差金については社債評価勘定説が有力である。
- (5) 例示主義 (企業会計原則, 税法) と限定列举主義 (商法) との相違が、これらの項目のうちに現れる。しかし、これらの大部分は、前払費用ないし無形固定資産として商法との調整がはかられている (武田昌輔「前掲書」375—381頁)。繰延資産、前払費用および無形固定資産の関係は微妙である。社債発行差金を利息の前払と解すればその本質は前払費用であり、試験研究費や開発費は、それらの成功によって無形固定資産である特許権や鉱業権に振り替えられる可能性をもっている。また営業が包括的に譲渡される場合、繰延資産が営業権 (暖簾) に化体することも考えられる。
- (6) 旧貸借対照表原則D, 旧「注解13」, 「商法と企業会計原則との調整に関する意見書」13, 管理会計委員会『「商法計算規定」並びに「株式会社の貸借対照表及び損益計算書に関する規則」の実施に際しての会計処理問題についての意見書」参照
- (7) 大住達雄「前掲書」190頁, 矢沢淳「前掲書」35頁

3 引当金の没負債性

旧商法では、いわゆる評価性引当金および負債性引当金は、不真正準備金あるいは擬似準備金と称されていた。

「これには第1に評価の適正を期するための控除項目 (価格匡正項目) として、減価償却積立金・滞貸積立金などがあり、第2に将来発生する未確定債務の引当のための債務項目として責任準備金・修繕引当金・納税引当金などがある」と説明された。⁽⁴⁾

しかし33条の解釈上、債務でないものを財産目録・貸借対照表の負債の部に計上することは認められないし (秘密積立金の問題)、債務であるものを負債の部に計上しないことは許されない (蛸配当の問題) とするのが一般の見解で

あった。そこで引当金の計上を認めるとしても、その概念は、法的に何等かの形で債務としての特質を有するものに限定されるべきであると主張された。

「法務省民事局試案」は「負債たる引当金」として「債務の発生又は債務の金額が不確定であって、債務の発生原因が決算期前にある場合には、相当の金額を負債として計上すること」を要求した。これについて「理由書」はつぎのように説明した。

「現行法は、負債については、直接の明文を設けていないが、法律上の債務でないものを負債とすることは許されないし、法律上の債務であるものを負債として計上しないことは許されないと解されるが、停止条件付債務等を負債として計上することに疑いをもつ意見もある。企業会計原則及び財務諸表規則等は、修繕引当金・濁水準備金・退職給与引当金又は納税引当金等を負債性引当金として、負債に属せしめている。この中には、決算期末現在、法律上全く債務とはいえないものと、不確定期限付又は条件付債務を含んでおり、負債性引当金の内容は、必ずしも明らかでないので、負債性引当金かどうかを恣意に定める危険がある。債務でない負債性引当金を負債とすることは、配当可能利益を減少せしめ、株主の利益を害し、また、債務である負債性引当金を負債として計上しないことは、配当可能利益を増加せしめ、債権者の利益を害することになる。

試案においては、債務の発生又は債務の金額が不確定であって、債務の発生原因が決算期前にある場合には、相当の金額を負債として計上しなければならないものとし、負債性引当金のうち負債としなければならないものを明らかにした。将来発生する債務で、債務の発生原因が決算期後にある場合には、引当金として負債に計上してはならないのは当然である。通常、退職給与引当金及び納税引当金は負債たる引当金であり、修繕引当金及び濁水準備金は負債たる引当金にならない。」

上の引用文から、つぎの諸点が明らかである。

(1) 会計理論上の負債性引当金が、「債務たる負債性引当金」と「債務でない

引当金」とに区別されていること。

- (2) 33条等との関係において、対人債務でないものを負債として計上することを許さないとする伝統的解釈がとられていること。
- (3) 停止条件付債務・不確定期限付債務（退職給与引当金）および金額不確定債務（納税引当金）を「負債たる引当金」として認めていること。
- (4) 法律上の債務でないものは、これを貸借対照表の負債の部に計上してはならないこと。それは法律上の権利でないものを貸借対照表の資産の部に計上してはならないという考え方と同一基盤に立つものである。

引当金に関する「試案」の考え方に対しては、健全な会計慣行を無視するものとして多くの反対意見が唱えられた。⁽²⁾ 計理体系委員会（昭和35年10月25日）は『株式会社計算の内容に関する商法改正要綱法務省民事局試案』に対する意見書のなかで、引当金についてつぎのように改めることを提案した。

「費用の発生原因が決算期以前にあって、支出すべき金額が不確定である場合には、相当の金額を引当金として負債に計上すること。」その「理由」として「改正要綱は、引当金を計上すべき場合として、債務発生の原因が決算期以前にあって、当該債務の発生が不確定である場合（条件付の債務）または債務の金額が不確定である場合を挙げ、かつこの債務を契約等に基づく対人的な債務に限定しているが、引当金をこのような債務と解釈することは損益法の立場からみて適当でない。損益法の立場からすれば、一面において、条件付の対人債務をすべて引当金とする必要はないし（保証債務の如き）、他面において対人債務としては成立していない負債（修繕引当金の如き）を引当金に計上する必要がある。

引当金は期間損益を適正に算定する必要上、当期の収益に負担させるべき費用（返品予想額の如き収益控除額を含む）として見積計上される金額に見合っ設定される負債項目である。引当金に相当する支出が行われる時点ないし債務が発生する時点は将来に属するが、損益法の建前からすれば、費用の発生原因が当期に属する限り、その費用を当期に負担させることは不可欠である。法

律上の債務に該当しない引当金でもこれを負債に計上することを認めないと、期間損益の計算がゆがめられるばかりでなく、債権者保護の建前も貫徹されえない。

改正要綱は、一方ではすでに支出済の費用たる開発費等を（配当制限の制約をしながらも）資産として繰延べることを認めることによって損益法の立場をとり入れていながら、他方では明らかに当期の負担分たる費用に見合う負債をもれなく計上することを認めていない。これは、開発費等の繰延資産性を認めようとする改正要綱の趣旨（損益法の立場）に適合しないのみでなく、当期の負担すべき費用の引当を考慮しないで配当可能利益を過大に算定せしめ、債権者保護の意図を貫徹しない欠陥を示すものである。よって、発生原因が決算期以前にある見積費用で支出すべき金額が未確定のものは、将来の支出に備えてこれを引当金として負債に計上することを認めるべきである。」

「特定ノ支出又ハ損失ニ備フル為ニ引当金ヲ貸借対照表ノ負債ノ部ニ計上スルトキハ其ノ目的ヲ貸借対照表ニ於テ明カニスルコトヲ要ス

②前項ノ引当金ヲ其ノ目的外ニ使用スルトキハ其ノ理由ヲ損益計算書ニ記載スルコトヲ要ス」（287条ノ2）

民事局試案は、「債務でない負債性引当金」の計上を禁止したが、商法は逆にこれを「引当金」として容認する立場へと転向したのである。しかし、その計上を認めたのは、「債務でない負債性引当金」を負債とみたのではなく、擬制負債（fictitious liability）とみての上のことである。「債務でない負債性引当金」の負債性が、一貫して否定されていることは注目されてよい。「債務たる引当金」は、商法上の引当金のなかには含まれない。これについては、商法に別段の規定はないが、「株式会社の貸借対照表及び損益計算書に関する規則」によれば、債務は、その弁済期限到来の長短に応じ、貸借対照表の流動負債の部または固定負債の部に計上しなければならないが（27条、28条、30条）、「条件付債務は、第28条及び第30条の規定にかかわらず、引当金の部に記載することができる。」（33条）と規定しているからである。

商法において債務（条件付債務等を含む）の計上は強制されているが（33条）、引当金の計上は任意とされている。このことは、第1に引当金は債務ではなく、とくに貸借対照表の引当金の部に計上することが許された「擬制負債」と考えられているからである。第2に概念の不明確な引当金の計上を強制し、これを計上しないで配当すると、違法配当としての種々な効果を発生させることは、会社の業務執行者にとり酷であり、また法の運営に当る裁判官や檢察官に困難を強いることになると考えられたためである。⁽³⁾

商法は、単に「特定ノ支出又ハ損失ニ備フル為ニ」と規定しているにすぎないので、引当金の意味および範囲については、広い解釈が成り立つ。「特定」の意味は、「支出または損失の生ずる原因及び損失を蒙る資産等の対象物がある程度特定していることにより、その支出または損失がある程度特定していればよい」とされる。それは、必ずしも厳格に解する必要はなく、ある程度の具体性と合理性があればよい。結局は、社会通念または慣行によって定まるとされる。⁽⁴⁾ しかも「支出又ハ損失」とあるから、「支出」のほかに「損失」にも備えることができることとなり、会計上の負債性引当金よりも広い範囲となる（条件付債務等は含まれないが……）。⁽⁵⁾

商法における引当金の範囲が広く、かつ経理操作にも利用されやすい項目であるとすれば、その設定は配当可能利益の算定に直接影響することとなる。そこで引当金の計上は、会社の自由意思に委ねられているが、株主の利益保護のために、最終的には、株主総会が決定するとされるのである。株主総会が引当金の設定に関し、修正を加えて承認できるというのが通説である。

かくして商法は、引当金を貸借対照表の負債の部に計上するときは、その目的を貸借対照表で明らかにしなければならないものとした。他方、引当金をその目的外に使用するときは、損益計算書でその理由を明らかにしなければならないとした。他に流用する弊害を防止するためである。目的外の取崩額は損益計算書に特別利益として示される（規則42条）。

注(1) 有斐閣「新法律学辞典」830頁

- (2) 関西経済連合会「商法中株式会社の計算規定改正に関する意見」（昭35.10.24），東京商工会議所商事法規委員会「株式会社の計算の内容に関する商法改正要綱法務省民事局試案に関する意見」（昭35.11.11）
- (3) 田中誠二「前掲書」578頁
- (4) 上田明信「前掲書」100頁
- (5) 評価性引当金も当期発生の見積費用として引当金の属性を具えているが、間接法による資産評価の匡正項目であって独立のものとは考えられないから、商法上の引当金には該当しない（通説）。沼田教授によれば、「貸倒引当金は期末債権について将来貸倒が発生することを予想しての引当金であり、将来の損失に対する引当金である。このため商法のいう引当金の性質を持つものであり、それは債権から控除表示するより、むしろ貸方に引当金として示す方が適当である」とされる（「会計教科書」149頁）。しかし、太田博士は、「商法の引当金は……将来の金銭支出または損失に備えるものであり、第285条の4の取立不能見込額は現在の損失の認識である。両者は本質的に違うのである。貸倒準備金を評価性の引当金と認めるとすれば、当然減価償却引当金と同様に控除形式によるべきである」と（山下勝治編「計算書類規則の問題点」7頁）。これらは売掛債権の発生と貸倒の発生とを切り放された独立の取引とみられるかどうかにかかっていると思う。費用収益対応の原則からは後説に組すべきであろう。当期債権（厳密には掛売上高）のうちに貸倒損失が潜在的に発生しているからである。なお白井佐敏「評価性引当金の論理」会計88巻4号参照

山下教授は「評価性引当金としての本来の貸倒引当金を生かす道は、これから明確に分離したものとして、将来の貸倒危険に備えての貸倒準備金科目を設定する以外にない」と述べられる（「貸倒引当金分化の必要」産業経理25巻10号）。

4 引当金の見越費用性

会計理論上、評価性引当金を除く引当金は、一般に、(1)将来に発生が予測される特定の費用支出に備えるものであること（負債性）、(2)その金額は相当確実に見積ることができるものであること（見積性）、(3)当期の繰入額を当期の負担とすることについて、相当の根拠があること（費用性）を要件としている引当金は費用の見越であるという点、未払費用と共通している。しかし、それは金額と相手先（債権者）が確定していない点で未払費用と異なる。またそれは属性の稀薄な偶発債務と区別される⁽¹⁾。

そこで会計上の引当金は会計的負債つまり、条件付債務および金額不確定債

務のみならず、「内部負債⁽²⁾」という「法的に負債でない負債引当金⁽³⁾」も含まれる。財務諸表規則によれば、負債性引当金は、「将来における特定の支出に対する準備額であってその負担が当該事業年度に属し、その金額を見積ることができるものをいう」（取扱要領100）とされる。引当金は1年基準によって、流動負債と固定負債とに区分される（47条、52条4号）。

「(1)納税引当金、修繕引当金のように将来における特定の支出に対する引当額が比較的短期間に使用される見込のものは、流動負債に属するものとする。

(2)退職給与引当金、船舶等の特別修繕引当金のように相当の長期間を経て実際に支出が行われることが予定されるものは、固定負債に属するものとする。」
（企業会計原則注解16）

山下教授は、引当金制度を「支出前取り原則」として説明する。すなわち、将来期間に具体的な費用支出を伴うものであるところから、その将来支出額の一部を前取りして、これを当期費用として損益計算に計上する会計思考である。費用配分の原則の場合には、支払原価の一部が後の期間へと移転されるのに反し、この場合には、後期に生ずる支出の一部が前の期間へと移転される。阪本教授によれば、引当金は将来における総支払見込額を測定尺度として、当期の費用発生額を見積り計上するものであり、費用配分の原則の一適用面であると説かれる⁽⁴⁾。これらの見解によれば、引当金の見越費用性と繰延資産の費用性とは統一的立場から理解されるであろう。過去および将来の費用支出と考えられるものを、対応原則にもとづき各事業年度に割り当てることによって、期間的損益計算の合理性と妥当性を確保することができるのである。

田中教授の見解は、287条ノ2の引当金を厳格に解し、会計上の負債引当金より広いものではないとする（ただし、条件付債務等は除かれる）。「引当金を貸借対照表の負債の部に記載することを認めた趣旨は、……費用収益対応の原則を充分に適用して収益力をできるだけ正確に表示させるとともに現在の一般の会計慣行を認めて行こうということにある。」また引当金の範囲をみだりに拡張することを認めることは、秘密準備金の積立を認めると同一の結果に帰

着するのであるから、秘密準備金を禁止する改正法の立法の精神に反する。⁽⁶⁾

会計理論の立場から、いわゆる引当金をその性格によって分類すれば、おおむねつぎのごとくなるであろう。

(1)負債性引当金

退職給与引当金（法人税法55条，同施行令105—110条）

特別修繕引当金（法人税法56条，同施行令111—3条）

賞与引当金（法人税法54条，同施行令103—4条）

修繕引当金

保証販売引当金

納税引当金（通達64）

(2)留保性引当金

価格変動準備金（租税特別措置法53条⁽⁷⁾）

退職給与積立金

自家保険引当金⁽⁸⁾

海外市場開拓準備金（同上54条）

中小企業海外市場開拓準備金（同上55条）

海外投資損失準備金（同上56条）

証券取引責任準備金（同上57条）

違約損失補償準備金（同上57条の3）

湯水準備金（同上57条の2）

異常危険準備金（同上57条の4，5，6）

探鉱準備金（同上58条の2）

(3)評価性引当金

貸倒引当金（法人税法52条，同施行令96，97，98条，商法規則10条）

減価償却引当金（通達208，商法規則15条）

返品調整引当金（法人税法53条，同施行令99—102条）

価格変動引当金⁽⁹⁾

(4)その他（特定引当金）⁰⁰

特別償却引当金

圧縮記帳引当金

(2)について、当期負担としての費用の発生は認められないが、支出または損失の原因・範囲・対象等が特定されているかぎり、商法上の引当金として認められる。それにしても、費用の発生基準にもとづいて設けられたものに対しては、本来の引当金の科目を用い、将来に発生の可能性をもつ支出または損失に備えて設けられたものについては積立金の科目を用いて両者を区別するのが望ましいであろう。⁰⁰(4)は税法上、一種の控除的評価勘定と考えられている。それは特定の支出または損失に対する準備額とは考えられず、商法上の引当金の要件を欠いていることはいうまでもない。

なお商法上の引当金の設定が任意であるのに対して、税法上の引当金は、個別的に当否の判断を行なうことが税務行政上困難であるところから、法令によってその種類が限定され、増減も規制されている。

注(1) 「未払費用は……一定の契約に従い、継続的に役務の提供を受ける場合、既に提供された役務に対して未だその対価の支払が終らないものをいう。従って、これに対する対価は、時間の経過に伴い又は役務の受入によって既に当期の費用として発生しているものであるから、これを当期の損益計算に計上するとともにその額を貸借対照表の負債の部に流動負債として掲げなければならない。」（企業会計原則注解15）

「偶発債務とは、債務の保証、引渡済の請負作業又は、売渡済の商品に対する各種の保証、係争事件に係る賠償義務、先物売買契約、受注契約その他現実に発生していない債務で将来において当該事業の負担となる可能性のあるものをいう。」（取扱要領131）

(2) 内部負債は、期間計算的な内部貸借にもとづくものであって、「正しい期間費用の負担の上から、当期に負担すべき費用が、何かの理由で発生しなかったとき、その費用は次期に発生する。このため事業年度的に公平な費用の負担の上からは、費用の発生を延ばした事業年度は次の事業年度から費用を借りた計算をしなければならない。」（沼田嘉穂「前掲書」140, 150頁）太田博士によれば、「会計学の立場ではこの種の引当は将来何等かの欠減が生ずることに対して備えるのであり、人を相手とする負債というよりむしろ『事柄』に対する負担である。」継続事業にあっては、「将来に何

とかすべき義務〔責務〕は会計上負債として、処理することを認めた方が合理的であるとされる（「配当可能利益と企業利益の研究」産業経理25巻10号）。

- (3) 田中誠二「前掲書」581頁
- (4) 山下勝治「財務諸表原論」75頁
- (5) 阪本安一「財務諸表論」112頁
- (6) 田中誠二「前掲書」579—580頁

(7) 「価格変動準備金は、その会計上の性質は、貸倒引当金のごとき評価勘定ではなくて、明らかに利益剰余金に属するものであるから、準備金繰入時に損金に算入した場合においても、本来の会計上の性質からみれば、それは損益計算書に計上されるべきものではなくて、利益剰余金に負担せしめるべきものである。この種の準備金の設定は、貸倒引当金（貸倒準備金）、修繕引当金等の設定と概念上区別されなければならない。」（「税法と企業会計原則との調整に関する意見書」）

「価格変動準備金の制度については、(イ)この制度を適用する対象資産を検討する。(ロ)この制度の代わりに基準棚卸法等を容認するなど、根本的再検討を必要とするが、さしあたり、準備金への繰入額を会計帳簿上費用に算入させることなく、課税所得算定上損金に認めることが望ましい。」（「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書」「棚卸資産の評価について」）

- (8) 保険契約によって、企業は保険に付せられた危険を除くことができる。しかし、収益チャージによって自家保険引当金を設けても、それは喪失資産を取り替える資金を準備しない。また正しい期間損益計算の上から、収益控除としてかかる損失を計上することは許されない。ひっきよう自家保険引当金は、負債性のもでもなく、評価性のもでもない。それは留保性の積立金としてのみありうる（W. A. Paton & W. A. Paton Jr., Corporation Accounts and Statements pp. 143—147）。
- (9) 価格変動引当金は、取得原価を修正することなく、棚卸資産の価格変動を認識するために設けられる。それは評価性引当金であって、予想される価格の下落に備えて設けられる剰余金の積立と混同してはならない（W. A. Paton, Advanced Accounting, p. 158）。植野郁太「棚卸資産に対する評価性引当金の設定について」会計88巻4号参照。しかし将来の値下りが確実に予想される場合には、予め損失を見越して計上することは、費用収益対応の原則から承認せられるべきであろう。
- (10) 税法によれば、特別償却引当金は、法人が固定資産の減価償却について商法285条の3、1項に規定する相当の償却の額をこえる部分の金額を商法287条の2に規定する引当金として計上した場合の引当金である。また圧縮記帳引当金は、法人が保険金で取得した代替資産、取用等による補償金等で取得した代替資産、特定の資産の買換えにより取得した買換資産等税法上の圧縮記帳が認められる資産を取得した場合において、その圧縮記帳に代え、それぞれの規定により圧縮記帳により損金に算入するこ

とができる金額の範囲内の金額を商法 287 条の 2 に規定する引当金として計上した場合の引当金である（通達，商法との調整）。税法上の特別償却が商法でいう「相当の償却」のうちに入らず，また圧縮記帳が原価主義を基調とする商法に違反する疑義を生じたため，両者の調整を図ったのである。

税制調査会（税法整備小委員会）は，「所得税法及び法人税法の整備に関する答申」（昭和38年12月）においてつぎのように記している。「税法としては圧縮額に相当する金額を財務諸表において引当金とした場合には，その引当金に相当する金額を損金に算入することができるよう措置するものとする。なお，利益処分により準備金とした場合も，引当金に準ずるものとして申告調整を認めることとする。この場合において，爾後の税法上の減価償却額として認められる額は，帳簿価額から引当金または準備金を控除した後の金額を基礎として計算するものとする。」「特別償却及び普通償却については，相当の償却をこえる金額を財務諸表において引当金又は準備金とした場合には，右に述べた圧縮記帳の場合に準じて損金に算入することを認めるものとする。」

また「経理実務研究グループ」の意見書は，超過償却準備金（積立金）を計上する方式を提唱している（「商法の『相当の償却』について——その解釈と会計処理に関する意見——」企業会計15巻11号）。

(11) 商工省臨時産業合理局財務管理委員会「財務諸表準則」昭9.8. 参照

税法においては，引当金と準備金とはある程度概念的に区別されている。前者は期末においてその費用の発生原因はすでに存在しているが，その費用の額が未確定であるものに対するものをいい，後者は期末においてはまだ費用の発生原因は存在していないが，近い将来において発生すると予想されるものに対するものとされている（市丸吉左衛門「法人税法解説」476頁）。しかし，個々について疑義がないわけではない。